

# マックス・ヴェーバーとヴァイマル・デモクラシー

八 田 生 雄

【要約】 本稿は、ヴェーバーにおける政治の問題を、かれのヴァイマル・デモクラシーとのかかわりあい方の特有さから説明しようとしたものである。まず、ヴェーバーの政治論文、とくに『新秩序ドイツにおける議会と政府』を分析し、ヴェーバーの政治的主張がドイツにおける議会主義体制の樹立にあつた点を指摘した。ついで、主としてモムゼンの研究によりながら、ヴァイマル憲法起草会議でのヴェーバーの発言から、かれが一方で従来の主張に議会主義論を再説しながら、他方で議会に対抗する人民投票の大統領制を要求した事実を明らかにした。こういう事実を示されるヴェーバー政治思想の展開を、わたくしは大衆民主主義論的認識を含むかれの政治社会学と、かれ自身の自由主義的価値理念の相剋から理解しようと試み、そこにヴェーバー政治思想の一つの問題性があると考へた。

史林 五一巻五号 一九六八年九月

## 序

マックス・ヴェーバーは非常に政治的な人間だった。ある時は政治学者として、ある時は時務的政論家として、そしてドイツが敗戦と革命により国家存亡の危機に面した時には救国の政治家として、時人の目には映っていたのである。しかし、ヴェーバー研究史のうえで、かれのこのような政治的側面にとくに強い関心が寄せられるようになった

のは、比較的近年のことに属するといつてよいであろう。その理由をいちいち尋ねる余裕は今はないけれども、ヴェーバー死後のドイツの政治的運命が、あらためてかれの政治的側面に関心を向けさせたことだけは、否定しえない事実として残るであろう。この種のヴェーバー研究の嚆矢がナチス政権の出現後イギリスへ亡命したJ・P・メイヤー（マイヤー）<sup>①</sup>のそれであったことは、この辺の事情の一端を物語っている。

ところで、ヴェーバーはヴァイマル初期の一九二〇年に死去し、ナチズムを直接に体験することはなかったのであるから、ナチズムの経験がヴェーバーにおける「政治」の問題をクローズ・アッブせしめるという場合、両者の間には何らかの中間項をおくのが便宜であろう。そのような中間項として、われわれはヴァイマル・デモクラシー<sup>②</sup>なる理念をとりあげたい。なぜなら、ドイツにおけるナチス政権の成立は、いうまでもなく、ヴァイマル・デモクラシーの否定・打倒という形で生じたからである。

したがって、本稿の課題は、ヴェーバーとヴァイマル・デモクラシーとのかかわりあい方を検討することによって、ヴェーバーにおける「政治」の問題を説明することにある。われわれは、まず、ヴァイマル憲法の成立に対するヴェーバーの直接・間接の影響といった点から論を進めようと思ふ。

- ① J. P. Mayer, *Max Weber and German Politics: A Study in Political Sociology*, London, 1. ed. 1944, 2. rev. ed. 1956. 五十嵐豊作・鈴木克共訳『マックス・ヴェーバーの政治社会学——マックス・ヴェーバーとドイツの政治構造——』(勸業書房、一九六六)
- ② ヴァイマル・デモクラシーの本質がどのようなものであったかにつ

いては議論が別れようが、ここではごく一般的に次のように理解しておきたい。すなわち、ヴァイマル・デモクラシーとは、議会主義による共和政をたてまえとし、社会民主党、中央党、民主党の三党からなるヴァイマル連合をその主たる担い手とする政治体制のことである。

一

エッセンブルクはその論稿『ヴァイマル共和国の即製のデモクラシー』<sup>①</sup>において、次のような理由から、一九一八、一九九年のドイツの民主政治が窮余の一策であり、敗戦という特殊の事態によって突如として生れた即席の民主主義だったと主張している。すなわち、かれによれば、ドイツ政治は一九一六年八月以来、ヒンデンブルクとルーデンドルフを頂点とする軍最高司令部により動かされていたのだが、敗戦の見込が決定的となった一九一八年九月末に、連合国との休戦・講和締結を容易にするという配慮からルーデンドルフが突然に議会に基礎をおく政府の樹立を求め、その結果同年一〇月に議会制デモクラシーがドイツに導入されたのである。このビスマルク憲法の改造は大抵の議会主義の支持者が夢みていたものよりもはるかに根本的であったので、ヴァイマル憲法の本質的な内容は、一九一八年

一〇月に議會主義政府の成立によってすでに先取りされていたといえる。ヴァイマル・デモクラシーは、民主主義勢力の主体的な努力の産物ではなく、「上からの革命」によって成立したいわば「欽定の民主主義」なのである。<sup>②</sup>

しかし、このような主張を行なうエッシェンブルクにおいても、ドイツの民主主義的改革を求めたひとびとが、全然存在しなかったとはいっていない。かれも認めているように、マックス・ヴェーバー、ゲオルク・イェリネック、フーゴー・プロイス、ヴェルナー・シュツキング、フリードリヒ・マイネッケといった学者たちは、民主主義不在の風潮のなかで民主主義的憲法改革の思想を弁護していた、少数だが重大な声だったのである。<sup>③</sup>

このように、なるほど一九一八年一月以降新憲法の起草者たちが立ち戻って依拠すべき広汎な民主主義的伝統というものはドイツには存在しなかったのであるが、しかしその政治的著作活動によってヴァイマル憲法の前奏曲を演じたひとびとが確かにいたのである。マックス・ヴェーバーがそういうひとびとの一人に属することは、すでに見たように、エッシェンブルクも指摘している。

さて、ヴェーバーの『政治論文集』<sup>⑤</sup>を繰ってみると、開戦以来外交政策の問題に向けられていたかれの政治的関心が、一九一七年を境として急遽国内政治の問題に向かった跡が読取れる。そして、そこで展開されてくるかれの議會主義論は、のちのヴァイマル憲法に對するかれの発言と関連して、重要な意味を担うことになる。そのような論文のひとつとしてここでは一九一七年夏に發表された『新秩序ドイツにおける議會と政府』<sup>⑥</sup>（以下『議會と政府』と略称する）と題する論文を取上げよう。われわれは次にこの論文を、「ヴァイマル憲法の前奏曲」と見られる限りにおいて、その内容を明らかにしようと思う。

『議會と政府』において、ヴェーバーがまっさきに問題にしたのは、「ビスマルクの遺産」についてであった。この百年に一度の天才は、「政治教育のひとかけらも受けていない……そしてなによりも、政治的意志のひとかけらも持ち合わせない」国民を政治的遺産として残したので、とヴェーバーはいう。ビスマルクは強力な政党を粉砕し、獨立に思惟する政治家をすべて許さなかった。ビスマルクの強力な威信の否定的結果は低い精神的水準におし下げられ

た「完全に無力な議会」<sup>⑧</sup>であり、そしてその結果もたらされたものが、なかならず保守派官僚層の跋扈であった。<sup>⑨</sup>

それではこのビスマルクの遺産↓無力な議会↓保守派官僚層の跋扈はドイツ政治にとって何を意味したであろうか。ヴェーバーはこのように自問して、次のようにいう。政治家の指導的精神が属すべき所に、官僚精神が支配するということ、これである。かれによれば、政治家の精神と官僚の精神とは決定的に異なり、また異なるべきである。というのは、両者にはそれぞれ全く異なった要求が課せられるからである。たとえば、官僚は自分が受取った命令が誤っていると判断した場合でも、もし上役が自分の指令を固執して譲らないならば、自己の意志を曲げてその命に服さねばならない。しかし、政治指導者がそのように行動したら、それは軽蔑に値する。官僚は超党派的に、つまり自己の権力のための闘争の外に身をおくべきである。一方、政治家にとっては、自己の権力のための闘争と、得られた権力の結果として生ずる自己の課題に対する固有の責任とが、本領なのである。<sup>⑩</sup>ところで、ドイツの官僚は与えられた任務の忠実な遂行が問題になる所では立派に職責を果したけれ

ども、「政治的問題に容喙した際にはつねに完全な無能ぶりを示したのである」<sup>⑪</sup>。ビスマルク退陣後のドイツ外交のすべての失敗は、畢竟、政治における官僚支配に起因したのだ、とヴェーバーは論断した。それではこの政治における官僚支配を除去するには如何にすべきか。

ヴェーバーによると、それは議会主義化の徹底によって、と答えられた。ビスマルクにより完全に無力にされたためにおしゃべりするだけを能とするようになった議会を、強力な且つ仕事をする議会に変えることである。その時はじめて、官僚をコントロールするという「議会の第一の根本的な使命」が果されるであろう。そのような議会の機構的基礎は、ヴェーバーによれば、国政調査権と調査委員会制度であった。

調査権と調査委員会制度を備えた議会のみが、官僚制という金城湯池の権力基盤を掘り崩すことができるであろう。なぜならば、近代国家において官僚が権力を握りうるチャンスをもつのは、かれらがそれぞれの部門の専門家としてきわめて詳細な知識をもち、さらに官庁的機構の手段を通じてただ官僚にのみ入手されうる具体的事実に関する知識

を、職務上の秘密なる概念によって秘密知識に変えうるからであるが、もし議會に調査権があれば、「とにかく調査権があるというだけで、行政長官は、調査権の使われようがないくらいに仕方、答弁に立つことを迫られる一種の鞭」を意味するからである。もちろん議會がその委員会において「広範囲にわたる研究に没頭し、大部の研究成果を公刊すべきだ」などというのではない。そのようなことは、議會の負う負担を考えてみても行なわれる筈はない。ただ「議會委員会の、調査権により保障された持続的な行政監督によってわが国に導入されるだろう外面的にはほとんど目立たない変化」が、議會の積極的な業績を高めるのに必要な根本的な前提条件なのである。<sup>⑭</sup>

ヴェーバーはこのように調査権と委員会制度によって議會権力の強化を図れ、と要求するのであるが、それはまた次のような意味においてもあつた。すなわち、議會主義体制を確立して、議會を政治指導者の選出の場とすることである。政治家が官僚とは全く違った人格類型に属する人間であることについてはすでに述べた通りである。ヴェーバーの考えでは、「あらゆる政治の本質は闘争」<sup>⑮</sup>であり、

この闘争こそが政治家の生命を形成するのである。具体的には、イギリスの議會において見られるように、近代の政治家は、議會で政治的同志および自発的追隨者を獲得せんとする闘争の中で、また議會の委員会において行政の現実を相手どつたはげしい政治活動を通じて、鍛練される。そしてこの鍛練の場から育成されるものは、単なるデマゴグではなくして、真正の政治的指導者の資質をもつ人物であらう。<sup>⑯</sup> そのためには、議會は単に演説する場所としてではなく、イギリスの議會のような仕事をする議會であらねばならない。

以上われわれは、ヴェーバーが『議會と政府』でドイツの議會主義化を要求した次第を明らかにした。ところで、のちにヴェーバー自身がこの論文に言及した際に認めているように、<sup>⑰</sup> 当時のヴェーバーにはドイツ国内でのプロイセンの優越的な地位と王朝の存在という事実は動かすことのできぬ前提であつた。この前提がヴェーバーの議會主義論を独自の仕方規定していたのである。

周知のように第二帝制時代のドイツにおいては、東エルベのユンカーを中軸とするプロイセンの保守派が、プロイ

センのみならずドイツ帝国そのものを牛耳っており、かれらは帝国におけるプロイセンの優越的な地位を利用して、プロイセン以外の諸邦の運命にまでその保守主義的な影響を及ぼしていた。出自からも主義のうえからも自由主義者であったヴェーバーが、このプロイセン保守派に鋭く対決したことはいうまでもないが、かれはさらに、フライブルクとハイデルベルクで教鞭をとるうちに、反プロイセン主義に通じる南独の連邦主義的な思想に接近していったといわれる<sup>⑤</sup>。そして、この連邦主義的な視点が多分に『議会と政府』におけるヴェーバーの議会主義論を規定するものであった。すなわち、かれは議会主義化の主要な対象を、帝国における中央集権主義的要素である帝国議会ではなく、むしろ連邦主義的な要素である連邦参議院に向けるのである。

次に、ヴェーバーの議会主義論が王朝の存在という前提から出発していたことについては、「大国における君主政機構の有効性を確信している」<sup>⑥</sup>ヴェーバーの議会主義の要求が直ちに議会的共和政に結びつくものでなかったことを指摘しておくだけで満足しなければならない。ドイツ外交

を破産せしめたヴィルヘルム二世のディレットタンティズムに対するヴェーバーの批判には激しいものがあるけれども、それによって君主政をもっとも合目的な国家形態と見るヴェーバーの信念に変化が生じたわけではないのである。

さて、以上述べてきた『議会と政府』におけるヴェーバーの議会主義論は、ヴァイマル憲法の制定に際しては、どのように引継がれていくだろうか。われわれは次に、ヴェーバーとヴァイマル憲法の成立の問題を、新憲法の起草が日程にのぼった時点のヴェーバーの政治活動を明らかにすることによって、考察しようと思う。

- ① Theodor Eschenburg, Die improvisierte Demokratie der Weimarer Republik, Geschichte und Politik, Heft 10, 1953.
- ② Ebenda, SS. 28, 29.
- ③ Ebenda, SS. 13, 18, 31.
- ④ Vgl. Walter Buhmann, Politische Ideologien zwischen Monarchie und Weimarer Republik: Ein Beitrag zur Ideengeschichte der Weimarer Republik, in: Historische Zeitschrift, Bd. 190, 1960, S. 58.
- ⑤ Max Weber, Gesammelte Politische Schriften, I. Aufl., München 1921, 2. Aufl., Tübingen 1958, (以下 Pol. Schr. 1, Pol. Schr. 2 と略記する)
- ⑥ Max Weber, Parlament und Regierung im neugeordneten

Deutschland, in: Pol. Schr. 1, SS. 126-260, Pol. Schr. 2, SS. 294-431. この論文を構成する六篇のうち二篇を除いた部分には邦訳(中村貞二・山田高生共訳、『ウェーバー政治・社会論集』河出書房、昭四〇所収)がある。またこの論文のすぐれた紹介(青山秀夫『マックス・ウェーバーの社会理論』岩波書店、昭二五、二四七頁以下)もあるが、ここでは行論に必要な限りその内容を紹介することにする。なお本稿全体を通じて、邦訳の頁数を併記してある場合でも、訳文は必ずしも邦訳にしたがっていないことがあるので、お断りしておく。

- ⑦ Pol. Schr. 2, S. 307. 邦訳、三一八頁。(引用文の傍点は原著者、以下同。)
- ⑧ Pol. Schr. 2, S. 308. 邦訳、三一九頁。
- ⑨ Pol. Schr. 2, S. 300. 邦訳、三二二頁。
- ⑩ Pol. Schr. 2, S. 323. 邦訳、三三一―三二頁。
- ⑪ Pol. Schr. 2, S. 339. 邦訳、三四六頁。
- ⑫ Pol. Schr. 2, SS. 338-342. 邦訳、三四五―八頁。
- ⑬ Pol. Schr. 2, S. 335. 邦訳、三四二頁。
- ⑭ Pol. Schr. 2, S. 342f. 邦訳、三四八―九頁。
- ⑮ Max Weber, Deutschlands künftige Staatsform, Vorbemerkung (Dezember 1918), in: Pol. Schr. 2, S. 436.
- ⑯ Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, Tübingen 1959, S. 190. (以下本誌は Mommsen, Max Weber の略記とする)
- ⑰ Pol. Schr. 2, S. 357.

## 二

一九一八年一月二五日革命政権たる人民委員会議は、ベルリン商科大学教授フーゴー・プロイスを内務大臣に任命し、新憲法の起草を委託した。ところで内務大臣の選定に当たったエーベルトが、人選の過程でプロイスがヴェーバーかと迷い結局は前者に白羽の矢を立てたことは、かなり有名な史実である。①それはともかくとして、大戦中から積極的にドイツの議会主義化の問題を論じてきたヴェーバーに「ドイツの政治的再建に従事するものの隊列に加わり」②うる準備がなされていたことは、ヴァイマル共和政成立期に占めるヴェーバーの地位を重くするものであった。

新内務大臣プロイスは一九一八年二月九日から一二日まで内務省で憲法起草会議を開いた際にヴェーバーの出席を乞うたが、それはヴェーバー自身が「与えられたいと望んでいたような任務」③であった。ヴェーバーと並んでその協力が要請されていたハイデルベルク大学の公法学者アンシュッツ教授が欠席したために、憲法起草会議では一三人の委員のうちで官吏ではないのはヴェーバー唯一人という

ことになった。プロイスの憲法起草会議はおおやけの性格をもたない全く内々の会議ではあったけれども、事実上「ヴァイマル憲法の誕生部屋」<sup>④</sup>であった。ここですでに、憲法作成作業を根本的に規定し、核心において全てのそれ以後の会議を通して生き続けることになった重要な諸決定がなされたのである。

かくしてヴェーバーには今や単に出版を通じてだけではなく直接にヴァイマル憲法の成立に対して影響を及ぼしうる道が開けた。それではそれは具体的にはいかなる問題についてであつたらうか。モムゼンの研究によれば、憲法起草会議でのヴェーバーの発言を整理していくと、問題は次の三点にしばられるという。

(1) ヴェーバーが極端な中央集権主義を諫めて、連邦制国家を主張したこと。しかも連邦制的構造の中に可能な限りの中央集権主義をとりいれようとしたこと。  
 (2) 議会の調査権および調査委員会制度の導入を主張したこと。

(3) 人民投票の大統領制の創設を執拗に主張したこと。さて、われわれはすでに一九一七年の『議会と政府』な

る政治論文を分析した際に、ヴェーバーが連邦主義的な立場からかれの議会主義論を進めたこと、およびかれの議会主義論の具体的な内容がドイツ政治における官僚支配を克服するために議会に調査権と調査委員会制度の武器を賦与することにあつたことを指摘しておいた。ところで、いまヴァイマル憲法の起草会議でのヴェーバーの発言を整理してみると、一見して明らかのように、第一および第二の点に関して、すでにわれわれが摘出しておいたヴェーバーの主張が、ここで再説されているのを発見するのである。そして人民投票の大統領制についての主張が、ここに新しく登場した問題であることを知ることができる。以下われわれは、以上の三点が憲法起草会議でどのような論議をよぶものであつたかを検討しよう。

第一点について。憲法起草会議は委員の構成上、全く圧倒的に中央集権主義的な雰囲気包まれていた。各支邦の代表者は一人も関与しておらず、そこに席を占めていたのは、ほとんどもっぱらライヒの高級官僚であつた。そううえ、プロイス自身が熱心な中央集権主義・単一國主義者であつたことはよく知られているところである。



ヴェーバーは会議のこのような雰囲気抗して、あくまでも「歴史的与件と時代の要求」<sup>⑤</sup>から出発した現実的考慮に基づき、連邦主義をとるべきことを主張した。「それ自体としては如何に中央集権主義が選ばれるべきであるにしても、実際の諸事実は広汎な連邦主義を要求している」<sup>⑥</sup>。ヴェーバーは原則としてこれまでの連邦参議院制度の存続を希望し、その際プロイスがいうようなプロイセンの分割などは期待しうべくもないから、連邦参議院でのプロイセンの優位は非プロイセン諸邦の表決数を是正することによって相殺できると考えた。ヴァイマル憲法には結局はライヒ参議院の設置が規程され(第四章第六〇―六七条、しかも表決数の調整によりプロイセン優位主義が排除された(第六一条一項)ことは、<sup>⑦</sup>ヴェーバーの意志が間接的に考慮されたものと見る事ができよう。

次に第二の点、すなわち議会の調査権と調査委員会制度の導入についてのヴェーバーの要求は、ほぼ完全に容れられてヴァイマル憲法の第三四条として実を結ぶのである。ただ、ヴァイマル憲法のこの規程をヴェーバーの発案にのみ帰することは間違っているであろう。というのは、プロ

イスもまた調査権をすでに一九一七年に要求していたからである。<sup>⑧</sup>

調査権と調査委員会制度の目的について繰返すことは省略しなればならないが、行政監督と政治の領域における官僚制の統御というヴェーバーの意図が不変であることは、後述との関係上ここではっきりとおさえておきたい。

さて、第三点の人民投票の大統領制創設の要求に関する問題に目を転じよう。われわれはまず憲法起草会議での論議の動向から見よう。

憲法起草会議に集った委員の多くは、大統領制を要求した。といっても、各委員の間には大統領制として想定するものかなりの相違があったことを見落してはならない。たとえば、ヴァルター・ジモンズはアメリカ型の大統領制を要求している。「内閣がライヒ政府の頂点であることは不可能であろう。そのようなことはマックス・フォン・バーデン宰相のもとでなされたが、完全に失敗した。ドイツにおいては、政党分裂が余りにもひどすぎるから、そのような統治方法は不適當である」。

プロイスはアメリカにおける行政府と立法府の頑固な分

離が、またフランスにおける両者の密着が気に入らなかつた。「ドイツにおいては中間の線が選ばれねばならない」。プロイスはロベルト・レズロープの権力均衡理論<sup>⑨</sup>に依拠して、イギリス流の責任内閣をもった十分に発達した議会が他方にあるという条件のもとに、人民投票の大統領制を擁護した。

社会民主党出身の内務省次官クヴァルクは、組織的に議会と内閣から選ばれるスイスにならった大統領制を提議した。

以上、若干の委員の大統領制論を紹介したが、ヴェーバーはそのいずれにも賛成できなかった。かれによれば、行政府の長でありかつ大衆の腹心の友として、政党マシーンと天職觀念なき職業政治家により翻弄されている議会に對抗して、本来のライヒ政治の担い手に「召命」されているように見える人民投票の大統領制の創設が問題なのであった。ヴェーバーはプロイスの提案が大統領を人民選挙で選出するにもかかわらず結局は代表者(象徴)的地位に置くことになる点に満足できなかった。しかしかれの反対はとくにクヴァルクの提案に向けられた。ヴェーバーはまさしく

議会や議党政党によりもちあげられた大統領ではなく、議党政党マシンの外に独立した指導者人物を望んだのである。ヴェーバーにとっては、たとえ大統領が通常は国会に責任をもつ内閣でもって統治すべきにしても、大統領が現実に行政府の長であり、決して単なる形式的な元首ではない、ということが肝要と思われた。

大統領に対して議会に公然と対抗する強力な地位を与えようとするヴェーバーの提案は、当然のことながら、左派の委員の鋭い反対を喚び起した。ヘルツフェルト(社会民主党)の「そのような大統領制は君主政に余りにも似ている」との異議は、ヴェーバーの提案に対する社会主義者の危惧の念を率直に表現している。

憲法起草会議での大統領制に関する猖獗をきわめた論議は、プロイスの妥協案によって收拾された。プロイスによれば、「大統領の余りに大きな権力も、もしかれの地位が制限された議会的君主のそれに類似せしめられるならば、恐れることはない」とされた。プロイスはそうすることに よってヴェーバーの一層広範囲に及ぶ要求を切断了たのである。憲法起草会議の多数はプロイスの意見にしたがい、

ヴェーバーもそれに賛意を表せざるをえなかった。憲法起草会議での結論は、したがって、次のようなものであった。「大統領の地位は議会により統治された国における君主のそれと似たように形成さるべきである」。

ヴェーバーはたとえ明文的な制度的権能がなくても大衆の信任に担われた大統領の権威は十全に作用するであろうと期待したが、実際にはこの妥協によりかれの構想には致命的な打撃が加えられたのである。人民投票の大統領制に關する限り、憲法起草会議ではプロイスの線が勝利し、ヴェーバーはかれの意見の核心的部分で敗北を蒙ったといえる。<sup>①</sup> それでも会議の終った翌日に、かれはすこぶる満足して妻に宛て書いていた。「……憲法は原則において完成した。わたしの提案に非常によく似た形で」。

以上、一、二章で述べてきたことを要約すれば、次のようになろう。革命前のヴェーバーは、なるほど帝政という枠内においてではあつたけれども、熱心にドイツの議会主義化を要求し、またそのための具体的なプランをもっていた。十一月革命が起り、新憲法の起草會議に招かれたヴェーバ

ーは、以前からの要求「議会主義化の徹底の実現に努力するとともに、議会権力に対抗する人民投票的大統領制の創設を執拗に主張した。そしてヴェーバーの中心的関心事は後者に移ったと考えられた。もっとも、モムゼンの研究によれば、ヴェーバーの大統領制論そのものは、かれの議会主義の要求のようには、受け容れられなかった。しかし、われわれの問題関心は、ヴェーバーの意志がどれだけヴァイマル憲法に反映しているか、ということのみにあるのではなく、はじめにも述べたように、ヴァイマル・デモクラシーとのかかわりあい方からヴェーバーの政治思想の問題性に迫ろうとするとところにある。以下われわれは、ヴェーバーがあれほど執着した大統領制論が、かれの政治思想全体とどう關連するのかわかるといった問題を中心に、ヴェーバー政治思想の展開過程を考察しようと思う。

① Friedrich C. Sell, Die Tragödie des deutschen Liberalismus, Stuttgart 1953, S. 387.

② Marianne Weber, Max Weber, Ein Lebensbild, Tübingen 1926, S. 649. 大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』(みすず書房、昭四〇)四七七頁。

③ Ebenda, S. 651. 邦訳、四七八頁。

- ④ Mommsen, Max Weber, S. 350.
- ⑤ Marianne Weber, a. a. O., S. 650. 邦訳、四七三頁。
- ⑥ 憲法起草会議での各委員の発言に關しては、以下いちいち引用箇所を示さないが、全てモムゼンの研究によっている。
- ⑦ 山田晟『ドイツ近代憲法史』(東大出版会、一九六三) 九七七一八頁参照。
- ⑧ Mommsen, Max Weber, S. 359.
- ⑨ 佐藤功『比較政治制度講義』(増補版) (東大出版会、一九六二) 一四九—一五〇頁参照。
- ⑩ Mommsen, Max Weber, S. 364.
- ⑪ Marianne Weber, a. a. O., S. 651. ついでながら前掲邦訳にはこの部分が脱落している。

### 三

はじめに触れたように、ヴァイマル体制の根幹が議会主義にあり、ヴァイマル憲法をめぐるヴェーバーの政治的主張が議会主義化の徹底にあつたとすれば、ヴァイマル・デモクラシーの擁護者ヴェーバー、したがってヴァイマル・デモクラシーの否定者に対するヴェーバーの敵対、という結論がたやすく引出せるかもしれない。しかし、問題はしかく単純ではないのである。というのは、ここに人民投票の大統領制の問題をあわせて考えなければならぬからで

ある。

フリードリヒ・ゼルは、ヴェーバーが人民投票の大統領に期待した任務は、ルーデンドルフとの有名な対話の中で明らかにされたかれの民主主義論に、「単純化され誇張」された形ではあるが、表現されているとみなしている<sup>①</sup>。その有名な対話とは、マリアンネ夫人の叙述によれば、戦争犯罪人に指名されたルーデンドルフの身の処置に關して一九一九年五月になされたもので、その際ヴェーバーは民主主義についてのかれの考えを次のように述べたといわれる。

民主主義のもとでは、人民は自分の信頼する指導者を選び出します。するとその選ばれた者はこういうでしょう、『いまや、口を慎んで命令に従え』と。人民と政党は、もはや、かれのやることについてとやかくいうことは許されません。……その後人民は、もし指導者が過ちを犯せば、かれを絞首台にだつて送ることが出来るわけです<sup>②</sup>。

このようなかれの民主主義論が、かれ自身の命名に従つて、「指導者民主主義」と呼ばれるものである。そして、たとえばルカーチがそう考えているように、ヴェーバーの

政治思想がナチスのイデオロギー的マヌーバーへの可能性を開いたのではないかという疑惑は、まさにこの指導者民主主義論を中心として展開されるのである。

それではヴェーバーの人民投票の大統領制の主張の背後にあったと目される指導者民主主義論とはより具体的にどのようなものであったか。またそれはいかなる問題性を含む政治思想であったのか。以下、こういった点に論を進めよう。

もっとも、ここでお断りしなければならないことは、ヴェーバーの指導者民主主義論といつてもわれわれはそれを完成した理論体系と見るわけにはいかないということである。それというのも、確かに晩年のヴェーバーは指導者民主主義の構想を心中で温めてはいたけれども、その構想に体系的な表現を与えるにいたらずしてかれは不帰の客とならねばならなかったからである。したがってここで取扱うのはヴェーバーの指導者民主主義論の成立基盤と考えられる若干の前提的認識に限られる。

さて、第一章においてわれわれはドイツ政治における官僚支配の問題を「ビスマルクの遺産」として特殊ドイツ的

な現象のように一応叙述しておいたけれども、ヴェーバーにあってはもっと一般的な次元での考察に結びつく問題として考えられているのである。いうまでもなく、近代社会における普遍的官僚制化についてのかれの社会学と関連する問題としてである。ヴェーバーによれば、そもそも国家の近代化とはすなわち「官僚制への進展」なのである<sup>④</sup>。このことは、容易に想像されるように、国家政治に占める行政過程の比重の増大を意味するであろう。「近代国家において支配が現実<sup>⑤</sup>に力を発揮するのは、議会の演説でもなく、君主の宣言でもない。日常生活における行政の執行が現実の力なのであるから、この支配は、必然的・不可避的に、文武の官僚の掌握するところとなる。」<sup>⑥</sup>そこでこの間断なく重要性を増す国家官僚制をいかに有効にコントロールするか、また官僚が「政治」領域に容喙しようとする傾向をいかにチェックするか、この問題がヴェーバーにとって非常に重大なものと考えられたのである<sup>⑥</sup>。

ヴェーバーが右の問題を解決しようとして、「官僚制そのものが成就しえないものに着目」<sup>⑦</sup>し、官僚とは明確な対照をなす「政治家」なる人格類型を構想したことは、すで

に触れておいた。しかし、ヴェーバーにとって官僚制の問題は次のような認識から一層の切実さをもって提出されることになる。それは「官僚制は、とりわけ、近代的大衆民主主義の不可避的な随伴現象である」という認識からであった。大衆民主主義のもとでは、あらゆるものが官僚制化の波に洗われる。その例を政党構造の変貌にみてみよう。

国家官僚制への対抗勢力としての政治家は政党および議会に拠点を構えている。ヴェーバーの考えでは、「官僚機構に支配される人びと、すなわち、『公民』の政治的意志のすべてを担うべきもつとも重要なトレーガー」<sup>⑨</sup>は政党に他ならなかった。にもかかわらず政党とは、法律上あるいは契約上、はっきりと限界を画されている団体とは違って、党員の自由意志によって創立された本来的に自発的な集団である。その意味で政党は本質的にヴォランタリズムを基調としているはずである。ところが官僚制への進展は政党においても生じ、政党のヴォランタリズムを危殆に瀕せしめることになるが、それは次のような経過をとって起るのである。まず政治の民主化、選挙権の拡大は政治の水平線上に膨大な大衆を登場させ、選挙戦は大衆の次元で展開さ

れることになる。「大衆選挙」で勝利するためには、古い「名望家政党」がかつて経験したこともないような選挙運動のための持続的で緊張した活動が必要とされ、この必要から政党自身の緊密な組織化が進行する。<sup>⑩</sup>これは「近代的大衆プロパガンダのために、政党の官僚・規律・会計・機関紙および広告についての政党経営の合理化が、選挙戦に勝つための基礎となる」からである。<sup>⑪</sup>かようにして政党は、大衆民主主義化への対応を契機として、官僚制的組織へと移行するのであり、この大衆獲得手段としての「民主的な外見をもつ団体の巨大な機構」<sup>⑫</sup>こそが「政党マシン」と呼ばれるものである。

以上を要するに、ヴェーバーによれば、国家にしろ政党にしろ、その近代化・民主化は官僚制化と骨肉のように不可分に結びつくものなのである。官僚制的組織の巨大化が官僚主義を醸成することは見易い理であろう。したがって官僚制をコントロールしうる勢力の創出と官僚制的組織に活動の目標を与える強力な指導者の選出、この二つがヴェーバーにとっての根本問題であった。そのうち前者の問題がヴェーバーの議会主義論を結実せしめたことについて

は、すでに詳述したところである。そして後者、すなわち大衆民主主義下での指導者選出の問題こそが、実はヴェーバーの指導者民主主義論を構想させる動因なのである。

ところで、まえにわれわれがヴェーバーの議会主義論を検討した時、ヴェーバーが議会の機能として先にも触れた官僚制のコントロールの他に指導者選出の場としての機能をもあげていたことをここで想起しておきたい。つまりヴェーバーにとつては指導者選出の方法としてはまず議会的方法が考えられているのである。しかし、果して指導者選出の場は議会にのみ限られねばならないのだろうか。議会的な方法、たとえば人民投票的な方法も注目すべき有効性をもちはしないか。このような考量がいつごろからヴェーバーの胸中に萌したかは詳らかにしえないけれども、すでに一九一七年の『議会と政府』においても、一方で議会主義を論じながら、他方で人民投票的指導者選出について考察を加えているのである。それはいかなる理由からであろうか。

われわれはその理由を、大衆民主主義化が旧来の政治構造を一変させたという認識（大衆民主主義論）がヴェーバ

ーにあったためと考える。今日の大衆民主主義論によれば、ドイツにおける民主主義の自由主義的段階から大衆民主主義的段階への構造転換は、まさにヴェーバーが生きて活動した一八九〇年から一九二〇年にかけて起ったと考えられているのであるが、ヴェーバーの透徹した眼は転換する時代の徴候をよく見抜いていたといえる。そして、新しく現出した大衆民主主義的諸条件により適合的な政治指導形態を求めめるかれの思索が、人民投票的指導者民主主義を生んだのである。

一九世紀的な自由主義的民主主義が制限選挙制を機構的基礎とする少数の有産者の民主主義であったことは周知の通りである。制限選挙制によって選ばれるのは財産と教養のある名望家たちであり、かれらの間では一般に個人主義と合理主義が風靡した結果、議会での合理的討論が尊ばれた。ところが、普通選挙制が施行されると事態は一変したのである。自由主義的民主主義では個人主義的発想から政党は必ずしも歓迎されず、せいぜい名望家たちのクラブの域を出なかつたものが、すでに述べたように大衆民主主義下では緊密な組織政党が必要になってくる。また問題が複

雑化して専門家の存在が不可欠になり(官僚機構の肥大化)、他方、政治に占める宣伝的要素の増大は、かつての理性に對する樂觀的信仰(合理主義)を動揺させるに十分であつた。

ヴェーバーは以上のような認識を背景にして、指導者選出の人民投票的方法について次のように論じている。

積極的な大衆民主主義化が意味するのは次の事実である。すなわち、政治的指導者は、名望家層内部における資格の承認に基づいて候補者たることを宣言され、その後議会でぬきんであることよつて指導者になる、という過程をもちやたどることなく、大衆デマゴギー的手段を用いて大衆の信任と信用そのものを、したがつて権力を獲得するということ、これである。これは、事柄の本質上、指導者選出のカエサル主義的な転換を意味している。事実、民主的制度はすべてこういう傾向を示す。特殊カエサル主義的方法というのはまさしく人民投票であつて、それは普通の『投票』とか『選挙』とかではなく、自分の指導者の使命に對する同意を要求している男の、その使命に向けて寄せる『信仰』の告白である。<sup>⑩</sup>

ヴェーバーは右のように「積極的な」大衆民主主義のも

とでは、指導者選出の議會的方法よりも人民投票の方法をより適合した方法と考えるのである。もちろん、だからといって、ヴェーバーが議會の意義を認めなくなったのでは決してない。かれは次のようにいう。

指導者の人民投票的選出と議會的選出との間には對立關係が存する。けれども、それによつて議會の存在が無価値にはならない。なぜなら、(事實上)カエサル主義的に大衆の信任をえた男に對抗して、議會の存在は、イギリスにおいては次のことから保証しているからである。(一)恒久性 (Stetigkeit) [a steady administration] (二)大衆の信任をえた男の権力的地位が統制されていること、(三)かれに對抗して市民的な法の保障が維持されていること、(四)議會活動の範圍内において大衆の信任をえようとする政治家たちがその政治力を証明できる秩序ある形式、(五)カエサル主義的独裁者が大衆の信任を失つた場合にかれを排除する平和な形式、がこれである。<sup>⑪</sup>

以上述べてきたことを要約すると次のようになる。ヴァイマル憲法起草會議でのヴェーバーの人民投票的大統領制創設の主張は、かれのいわゆる指導者民主主義論に理論的根柢をおくものであつたが、指導者民主主義論そのもの



は大衆民主主義論を含むかれの「国家社会学」を前提にしてはじめて成立するものである。換言すれば、ヴェーバーの指導者民主主義論はかれの大衆民主主義的状況認識に対応する一の政策論であった。ヴェーバーによると、選挙権の拡大として理解される民主主義化は旧来の政治構造を大きく変貌させるものであり、とくに政治家の拠点たるべき議会と政党の内部構造に一大転換をもたらすものであった。かかる民主主義の自由主義的段階から大衆民主主義的段階への構造転換は、ヴェーバーにとって最大の関心事たる政治指導者の選出方法についての再検討を要求し、かれは指導者選出の議会的方法の他に人民投票の方法をも考察の対象に据えるのである。ヴェーバーの人民投票的指導者民主主義の原型は、ほぼ以上のようにして形成された。

ヴェーバーの指導者民主主義論をわれわれは以上のよう  
に理解するが、最後に、指導者民主主義論そのもののいわば原理的な問題性、およびヴァイマル・デモクラシーとの  
関連について考察し、本稿を閉じたいと思う。

① F. C. Sell, a. a. O., S. 388.

② Marianne Weber, a. a. O., S. 665. 邦訳、四八八頁。

③ Georg Lukács, Die Zerstörung der Vernunft, Berlin 1955, S. 459. 暉峻・飯島他訳『理性の破壊』(河出書房、昭三四)一三三頁。  
④ Max Weber, Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, in: Pol. Schr. 2, S. 308. 邦訳、三一九頁。Ders., Politik als Beruf, in: Pol. Schr. 2, S. 498. 清水幾太郎・清水礼子共訳『職業としての政治』(前掲『ヴェーバー政治・社会論集』所収)三九一頁。

⑤ Pol. Schr. 2, S. 308. 邦訳、三一九頁。

⑥ Pol. Schr. 2, S. 321. 邦訳、三三〇頁。

⑦ Pol. Schr. 2, S. 322. 邦訳、三三〇頁。

⑧ Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, 3. Aufl., S. 666. 世良晃志郎訳『支配の社会学』1(創文社、昭三五)一〇七頁。

⑨ Pol. Schr. 2, S. 312. 邦訳、三二二頁。

⑩ Pol. Schr. 2, S. 375. 邦訳、三六五頁。

⑪ Pol. Schr. 2, S. 372. 邦訳、三六三頁。

⑫ Pol. Schr. 2, S. 523. 邦訳、四一〇頁。

⑬ ガースは後年のヴェーバーの民主主義論は一九〇四年のアメリカ旅行の経験と結びつけて理解をせねばならぬ、と考えている。H. Gerth & C. Wright Mills, From Max Weber, Essays in Sociology, London 1947, p. 18. 山口和男・犬伏寛宏共訳『マックス・ヴェーバー、その人と業績』(シネルヴァ書房、昭三七)三八頁。

⑭ Pol. Schr. 2, S. 381 f. 邦訳、三七〇頁。

⑮ Reinhard Bendix, Max Weber, An Intellectual Portrait, London 1960, p. 449.

⑯ Pol. Schr. 2, S. 383. 邦訳、三七一頁。

## 四

われわれがすでに明らかにしたように、ヴェーバーは近代の大衆民主主義の成立がこれまでの自由主義的民主主義の前提を大幅に動揺させたことを明確に見ていた。かれは、自由主義の名望家政党に代って大衆民主主義的政党マシーンが登場する過程を、周密に分析している。民主主義のこのような構造転換は、自由主義的段階の議会が独立的な人物の合理的討論の場であったのに対し、議会を公然たる政党闘争の場に変貌させた。いまや議政壇上は各種の組織された利害によって占拠され、政党自身が、独立した人格の自由な統一というその特性を喪失して、大勢の職員や議員を擁する利害組織の形式をとった。かくして、独立した人格の政治的エリートが国民国家の指導権を握るべきだという自由主義的理念は色褪せたものになったように思われた。

しかし、ヴェーバーは大衆民主主義的状况に関する洞察をもちながら、この最後の結論を引出そうとは欲しないのである。確かにかれは政治を「利害関係者の経営」という風に極めてザッハリヒな把握の仕方をするが、直ちに註記

しているように、かれのいう利害関係者とは「国家秩序の形式を問わず、さまざまな強度で政治に影響を及ぼす物質的な利害関係者ではなく、特定の政治的思想の実現を目的として政治的な権力と責任をえようと努めている政治的な利害関係者のことである」<sup>①</sup>。ヴェーバーは、ただ内面的にも外面的にも独立した人物のみが政治的指導に「召命」されているという自由主義的思想に固執しており、純粹に政治的な価値理念が国民国家の政治を規定すべきであって、決していかなる種類のものであれ特殊な物質的利害が政治を規定すべきではないと主張するのである。

ヴェーバーのこのような主張は一つのジレンマを意味していたと考えられないだろうか。すなわち、科学的認識者としての眼は不可避的に簇生してくる大衆民主主義的徴候に向けられながら、内心の価値理念はあくまでも自由主義的たるうとする。明敏なヴェーバーがこのジレンマを意識しなかった筈はなく、それを解決しようと焦慮したに違いない。そしてその結果構想されたものが、おそらくかれの指導者民主主義論であったのだろう。

したがって、以上の想定が正しいとすれば、ヴェーバー

の人民投票的指導者民主主義の原理的な問題性は、自由主義的理念と大衆民主主義的認識の結合の不整合のうちに露呈されるであろう。われわれはヴェーバーの指導者民主主義論の発する不協和音を次の二つの方向に聞くのである。

その一はヴェーバーの議会主義論が、かれの主観的意図とは逆に、かれの教説の継承者をもって任ずるものの議会主義否定論に容易く取って代られたということである。たとえば、モムゼンによれば、ナチスの御用学者として悪名高いカール・シュミットの議会主義否定論は、ヴェーバーの指導者民主主義論から「極端な結論」を引出したものと考えられている<sup>②</sup>。カール・シュミットは「複教政党制や物質的利益集団の出現によって議会の本来の意味は失われた」と鼓吹するが、これは物質的利益と政治的利益を峻別し前者の支配を金権政治として擯斥するヴェーバーの自由主義的態度を引継いだものといえよう。大衆民主主義下の議会政治においては、物質的利益を求める利益集団が政治の前面に出て来ることは避けがたい傾向であって、この事実を当時の論者が率直に認めなかったことが、延いてはヴァイマル共和政崩壊の遠因ともなったのである<sup>④</sup>。

その二は指導者の役割の過当なまでの重視およびそれと裏腹のことだが、大衆の政治的主体性についての不当な低評価である。ヴェーバーによると、大衆民主主義のもとでは平等選挙権を獲得した大衆が、「もはや完全に受動的な行政の対象として扱かわれることができなくなり、その立場に関して積極的な態度を取り、なんらかの意味で重要性を占めるようになる」<sup>⑤</sup>ことは一応認められても、政治の世界の指導権は決定的になお政党および政党指導者の側にあるとされる。「『大衆』は政治的に受動的である。それは自分の中から指導者を生み出すのではない。政治的指導者が追隨者を徴募し、かつ『デマゴギー』を通じて大衆を獲得するのである。このことはすべての国家秩序についていえることであって、たとえ民主主義的なそれであっても例外ではない」<sup>⑥</sup>。つまり、選挙権を得た大衆は政治の水平線に政治的主体への意欲を見せながら登場するかに見えながら、実際は政治指導者の大衆デマゴギーの対象以上になりえずに、指導者にただ歓呼するのだというのである。

かくの如きヴェーバーの大衆観が、「政治なるものはつねに少数人によってなされるものである」<sup>⑦</sup>というかれの信

念と分ちがたく結ばれていることは明らかである。「政治的行動を支配しているのはつねに『少数の原則』、すなわち少数者からなる指導的グループのもつ卓越した政治的機動能力である。この『カエサル主義的』な特徴は(大衆、国家では)根絶しがたいものである。」大衆民主主義への対処のための構想が、指導者にのみ政治のイニシアチヴを認める指導者民主主義に終ったことは、思えば一つのパラドックスであった。人民投票的指導者が政党を支配すると、部下は「魂を失い」、いわば「精神的プロレタリア化」とでもいえるような現象が起るが、これは「指導者の指導というものの代償」なのだ、とヴェーバーはいう。この現象が一九三三年のドイツで、単に政党の次元ではなく国民的規模で起った時、それは自由主義的ロマンティズムが大衆社会的現実から手酷く報復されたことを意味しはしなかったか。

以上はヴェーバーの指導民主主義論のいわば原理的な問題性であるが、かれのこのような政治思想をヴァイマル・デモクラシーの政治理念とかかわらせて考えてみると、さらに以下のような点を記さなければならぬであろう。

われわれがこれまで主として分析してきた『議会と政府』から目を転じて、一九一九年の講演『職業としての政治』を読むと、そこには議会主義に対するヴェーバーの失望が散見され、人民投票的指導者民主主義の思想がさらに強まっているように見受けられるのである。それは、モムゼンによると、次のように説明される。世紀の変り目以来ヴェーバーをして議会民主主義の闘士にしたものは、自然法的特殊民主主義的心情がヴェーバーにあったからではなくて、議会主義体制が産業社会の条件のもとで指導者選出のできるだけよい形式を保證することができるといふ確信からだ。しかし、一旦ドイツに議会主義体制ができると、こんどは「天職觀念なき職業政治家」が国家と社会の指導権を独占しようという心配が現代民主主義の本質と機能についてのかれの考えをさらに展開させ、その結果が「指導者民主主義」の概念となったのである。『議会と政府』においてはただスケッチされていたにすぎなかったものが、『職業としての政治』に至ってはじめて「指導者民主主義」という思想に熟したのだ、というのがモムゼンの主張である。

このモムゼン説の当否については、今は検討する余裕がない。稿を改めて論じられねばならないが、ただここで注目しておきたいのは、モムゼンも示唆しているようなヴェーバーの政治思考のいわばドイツ的通用性である。つまり、誰も知るように、ヴェーバーは熱烈なナシヨナリストであって、そのため国家形態の問題については徹底的にマキアヴェリスティックな態度をとるのである。ヴェーバーが民主主義的立場へと移っていったのは、かれが自然法とか平等な人権への要求とかいった民主主義に内在する価値に賛同したからではなくて、結果として有力な政治指導者を選び出すことができるという点で、民主主義的な制度の有効性を認めたからであった。<sup>⑭</sup>これは、たとえば、マイネッケの政治的態度とも共通するものである。さらにいえば、ヴェーバーやマイネッケを含めて、ドイツ学者政治家の態度を規定したものは、イデオロギーであるよりも、むしろプラグマティックな現実的考慮であったのである。<sup>⑮</sup>

このように考えてくると、ヴェーバーとヴァイマル・デモクラシーの関係、さらにはヴェーバーとナチズムの関係についても、一定の方向が暗示されるように思う。確かに、

ヴェーバーとナチズムの間には現実の関係はない。<sup>⑯</sup>しかし、以上に見てきたように、ヴェーバーの政治思想には、ヴァイマル体制の成立を求めながら、ヴァイマル体制の批判者に論理的思想的武器を与えるような、アンビヴァレントな性格があることを、われわれは見落すことはできないであろう。

① Pol. Schr. 2, S. 389, 邦訳『三七六頁』

② Mommsen, Max Weber, S. 380 f.

③ Ebenda, S. 381.

④ Vgl. Ernst Fraenkel, Historische Vorbelastungen des deutschen Parlamentarismus, in: Der Weg in die Diktatur 1918-1933, München 1962, SS. 30-45.

⑤ Pol. Schr. 2, S. 381, 邦訳『三六九頁』

⑥ Pol. Schr. 2, S. 389, 邦訳『三七六頁』

⑦ Pol. Schr. 2, S. 344, 邦訳『三五〇頁』

⑧ Pol. Schr. 2, S. 336, 邦訳『三四三頁』

⑨ Pol. Schr. 2, S. 532, 邦訳『四一七頁』

⑩ Ebenda.

⑪ W. J. Mommsen, Universalgeschichtliches und politisches Denken bei Max Weber, in: HZ, Bd. 201, 1965, S. 604.

⑫ W. J. Mommsen, Zum Begriff der „plebiszitären Führerdemokratie“ bei Max Weber, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, 15. Jg. 1963, SS. 302, 308.

⑬ Vgl. Pol. Schr. 1, S. 470, 相沢久訳『政治書簡集』（未来社）

九五六) 四七頁。

- ⑭ H. Gerth, op. cit., p. 38. 邦訳、八九頁。
  - ⑮ 「国内改革へのかれ〔マイネマン〕の要求は第一に民主主義的確信から由来したものではなかつた。それはむしろ國民的偉大を——國民の安定がその前提である——への力強い信仰告白に由来してゐた」。
- Waldemar Bossen, Friedrich Meinecke und die Weimarer Re-

publik, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 7. Jg. 1959, S. 115.

- ⑯ W. Bulmann, a. a. O., S. 61.
- ⑰ Ernst Nolte, Max Weber vor dem Faschismus, in: Der Staat, Bd. 2, 1963, S. 1.

(徳文大学博士)

four books of Lü-shih-ch'un-ts'iu 呂氏春秋, and the Man-t'ien art, compared with the Tai-t'ien art 代田法 by Pan-ku 班固, must be the art for tilling Shang-t'ien in the Jen-ti-p'ien 任地篇 of Lü-shih-ch'un-ts'iu.

## Max Weber und die Weimarer Demokratie

von

Ikuo Hatta

Der Verfasser hat versucht, das politische Denken Max Webers dadurch zu deuten, daß er die spezielle Haltung Webers zur Weimarer Demokratie überprüft.

Zunächst analysierte er Webersche politische Schriften, insbesondere dessen Aufsatz „Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland“ und zog die Tatsache aus, daß Weber die Parlamentarisierung in Deutschland fest behauptete. Dann schlug er in „Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920“ von W. J. Mommsen nach und brachte ins klare, daß Weber den plebiszitären Reichspräsidenten bei der Verfassungsberatungen im Reichsamt des Innern vom 9.-12. Dezember 1918 verlangte, während er die Parlamentarisierung wiederholt forderte. Der plebiszitäre Reichspräsident steht nach Weber dem Parlament gegenüber.

Diese Entwicklung des Weberschen politischen Denkens versuchte ich aus dem Gegensatz seiner liberalistischen Wertidee zu seiner Erkenntnis über die Massendemokratie zu verstehen, und folgerte, daß es hierin eine Problematik im politischen Denken Webers festzustellen ist.

## Genealogy of Japanese Rice Crop

by

Naomichi Ishige

This article is brought forward for the purpose of explaining the origin of Japanese rice crop; in the first article, “How to havest rice,”